

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（168）」

2. 日時：令和2年6月4日（木）16時00分～18時30分

3. 場所：

（1）原子力規制庁10階南会議室

（2）日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者

（1）原子力規制庁

原子力規制部

新基準適合性審査チーム

戸ヶ崎安全規制調整官、加藤安全審査官、島村安全審査官

検査グループ専門検査部門

千葉管理官補佐、松本主任原子力専門検査官

（2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド技術部 課長 他4名

5. 要旨

（1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）について、資料 処理場-168-1に基づいて設工認要否の判定結果の説明があった。

（2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、原子力機構から了解した旨回答があった。

○新たに設工認申請することで漏れなく申請されるとして挙げられている①～⑪について、資料2 適合性確認整理表の中の○印との関係を明確にすることが必要なこと。

○設工認分割申請について、分割の考え方の記載が必要なこと。

（3）原子力機構から、令和2年5月28日に補正申請のあった設工認（その3）（※）について、資料 処理場-168-2に基づいて概要説明があった。

（※）[日本原子力研究開発機構から原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書の一部補正を受理](#)

（4）上記（3）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行い、

原子力機構から了解した旨回答があった。

○排水貯留ポンドと保管廃棄施設・Lの施設概要、構造等の説明が必要なこと。

○外部事象影響について、結果だけではなく、前提条件、評価の考え方等評価の流れがわかる説明が必要なこと。

○保管廃棄施設・Lの外部火災影響について、コンクリート外壁表面温度がコンクリートの許容温度を超える際の内表面温度の算出方法の説明が必要なこと。

○排水貯留ポンドに対する外部事象影響の評価の考え方について、説明が必要なこと。

○保管廃棄施設・Lの竜巻影響について、防護の考え方について説明が必要なこと。

○トランシーバー等の仕様、数量の妥当性について、説明が必要なこと。

○排水貯留ポンドの漏えい警報装置の警報設定の考え方について、説明が必要なこと。

○排水貯留ポンドについて、規制の対象範囲を明確にする観点から、貯留槽、希釈槽間の配管、ポンプ等の位置、高さ等について、説明が必要なこと。

## 6. 配付資料

### (1) 原子力機構からの配付資料

- ・ 資料 処理場－168－1 放射性廃棄物処理場の設工認要否判定結果について
- ・ 資料 処理場－168－2 放射性廃棄物処理場設計及び工事の方法の認可申請（その3）補正申請概要